

業 務 仕 様 書

1 業務名

札幌市交通局職員の採用試験広報に係るデザイン制作業務

2 業務内容

札幌市交通局職員（地下鉄運転手（候補生））の募集に係るポスター、Instagram 広告、及びSAPPORO SNOW VISION（デジタルサイネージ）等について、企画、撮影、編集及びレイアウト等デザイン制作に係る業務を行うこと。

ただし、印刷及び配信業務は除くものとする。

デザイン案は各広報媒体につき2種以上作成（複数の広報媒体に同じ写真を使用することは可）のうえ、委託者から指示のあった1種を提供するものとする。

3 仕様等

各種広報媒体について、受託者が撮影した画像データを使用のうえ、デザイン制作を行うこと。

なお、各デザインとも校正は3回とする（制作状況に応じて委託者と協議のうえ決定。）。

(1) 画像データ

ア 撮影について

(ア) 撮影場所、撮影日時、及び撮影モデルの人数は委託者及び受託者双方の協議により決定する。

(イ) 撮影モデルは、委託者が選定する。

(ウ) 使用カット数は3カットを想定して撮影を行い、撮影日数は1日程度とする。

(エ) 撮影場所では、安全上の管理のため、委託者の指示に従うこと。

(オ) 撮影に係る機材の準備や技術者の確保は、受託者の負担とする。

(カ) 撮影方法は、委託者と打ち合わせのうえ、受託者が構図などを提案し、撮影する。

イ 成果物

JPEGデータ

(2) ポスター

ア 掲載事項

委託者と協議のうえ、以下の項目を掲載すること。

(ア) 募集概要

募集職種、受験資格、採用予定数、第1次試験の試験日、申込受付期間、申込方法

(イ) 担当部署

(ウ) 補足事項

札幌市交通局ホームページでの検索方法、受験資格・勤務条件の確認方法

イ 規格等

(ア) サイズ

B3判横

(イ) 使用予定紙質

再生コート紙135kg（裏貼りボール紙53kg）

(ウ) 色数

片面4色カラー

(エ) その他

額面広告枠に掲出するため、デザイン制作に当たっては、天地各2cmの余白を必要とする。

ウ 成果物
PDFデータ及びJPEGデータ

(3) Instagram広告

ア 掲載事項

委託者と協議のうえ、上記(1)の掲載事項の一部を掲載する。

イ 規格等

(ア) 形式

アスペクト比1：1（正方形）

(イ) 解像度

600×600ピクセル以上

(ウ) ファイル容量

1MB以内

ウ 成果物

PDFデータ、JPEGデータ、及びAIデータ

(4) SAPPORO SNOW VISION

ア 掲載事項

委託者と協議のうえ、上記(1)の掲載事項の一部等を掲載する。

イ 規格等

(ア) 形式

アスペクト比16：9

(イ) 解像度

縦1,280×横720ピクセルまたは縦2,560×横720ピクセル

(ウ) ファイル容量

2MB以内

ウ 成果物

PDFデータ及びJPEGデータ

4 納入先

札幌市交通局事業管理部総務課職員係（札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1）

5 履行期間

契約書に示す着手の日から令和8年7月10日（金）まで

6 特記事項

- (1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理するものとする。
- (2) 本業務の履行にあたり、委託者は、受託者が必要とする資料等の提供について誠実に対応するものとする。
- (3) 受託者は、委託者から提供を受けた資料等を本業務にのみ使用するものとする。
- (4) 本業務の履行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせ等を行うものとする。
- (5) 本業務で知り得た情報は、契約期間中及び契約期間終了後も、一切の情報を外部へ漏洩してはならない。
- (6) 委託者から提供した写真中に、業務上使用する計器等が写っていた場合は、委託者の指示に基づき、受託者は適切な加工を施すものとする。
- (7) デザインの作成に当たっては本市が作成した「広報に関する色のガイドライン改訂版」（<https://www.city.sapporo.jp/koho/color/index.html>）を参考とし、誰にとっても見やすく、分かりやすい広報媒体となるよう配慮すること。
- (8) 委託業務の成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）等その他の一切の権利は、委託者に帰属するものとする。

- (9) 受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (10) 受託者は、発注者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作権者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (11) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (12) 本業務の履行において、本仕様書に定めのない事項については、随時、委託者と受託者との間で十分な協議を行い、決定するものとする。